

個 情 第 2614 号
令和 5 年 9 月 19 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則の公布及び施行等について（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき地方公共団体が個人番号を利用するために条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）のうち情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携が可能である事務の要件等を規定しています。

令和 5 年 9 月 15 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則（令和 5 年個人情報保護委員会規則第 4 号）が公布及び施行されました。これは、情報連携が可能である独自利用事務の範囲の拡大に係る地方公共団体からの要望も踏まえ、国民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化等に資するため、下記のとおり、規則改正を行ったものです。

また、これを踏まえ、「独自利用事務の情報連携に関する手引」についても所要の改正を行いました。

都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 規則の改正内容について

規則第2条第1項第1号では、情報連携が可能である独自利用事務が満たすべき要件の一つとして、当該事務の趣旨又は目的について「法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」と規定しているところ、これについて、「法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正したこと。

2 規則改正に伴う「独自利用事務の情報連携に関する手引」の改正について

今般の規則改正を踏まえ、「独自利用事務の情報連携に関する手引」について、内容の一部を改正したこと。

- (1) 規則第2条第1項第1号においては、情報連携が可能である独自利用事務が満たすべき要件の一つとして、当該事務の趣旨又は目的について「法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」が規定されており、手引において、「(両事務の)対象者が原則として一致すること」等の基準を示している。

1のとおり当該規定を「法別表第二の第二欄に掲げる事務のうちいずれかの事務の根拠となる法令の趣旨又は目的とおおむね同一であること」に改正したことを踏まえ、手引において、「独自利用事務の対象者が法定事務の趣旨又は目的を達成するに当たって密接な関連性があるものとして客観的に認められる場合」も当該要件を満たす旨を追記したこと。

- (2) 「【参考1】情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として、これまで39事例を公表してきたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり事例を追加したこと。

追加する事例※	準ずる法定事務
結婚生活支援のための給付金の支給に関する事務(116)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの(法別表第二の百十六の項)

※末尾の()内は準ずる法定事務の法別表第二の項

(参考) 本通知の添付資料

- ・ 資料 1 _個人情報保護委員会規則 新旧対照条文
- ・ 資料 2 _独自利用事務の情報連携に関する手引 (令和 5 年 9 月)

【担当】

個人情報保護委員会事務局監視・監督室

法制・調整 (番号制度) 担当 山本、上田、東、西山

T E L 03-6457-9605 Mail kouhou.bangou@ppc.go.jp